



石橋レポ 第10号

発行日：平成27年10月1日（隔月1日発行）



杉浦のつぶやき



皆さん、こんにちは、開発部の杉浦です。9月は雨が大変多く、外での作業に影響が出た方も多くお見えたと思います。茨城県では豪雨により堤防が決壊し、甚大な被害を出してしまい、改めて自然の猛威を思い知らされる出来事となってしまいました。自衛隊のヘリにより、濁流から間一髪救出される映像が見ながら、ひやひやされた方も多かったのではないのでしょうか。以前、東日本大震災の時に語り部の方が、人は「のど元過ぎれば熱さ忘れる」とおっしゃっていたことを思い出しました。災害に対する備えは、やりすぎることはありません。逆にやりすぎるぐらいが丁度とも言われます。まさかの上に坂があることを肝に銘じ、自分の身は自分で守るためにも、この機会に防災に対する備えを改めて見直しされてみては如何でしょうか。

また、9月は永田町でも大きな動きがありました。政府与党は参議院にて安保法案を賛成多数で可決致しました。安保法案は議論が不十分な上に、強行採決に踏み切った自民党のやり方に対し、不信感を抱いている国民も多いと思います。成立した以上は、この法案が本当に国民の安全を守るためだけに利用されることを見守っていく必要がありますね。

今月のテーマ

内助の功はマイホームでお返し！！
「夫婦間で居住用の不動産を贈与した時の配偶者控除」

●贈与税とは

- 個人から現金や不動産といった財産の贈与を受けた場合にかかるのが贈与税です。特に時価より著しく低い価格で財産を買った場合や、金銭の支払いがないのに不動産の名義を変更した場合、借金の免除を受けた場合なども、税法上は**贈与があったものとみなされ、贈与税がかかります**。（最高税率は基礎控除後の課税価格が3,000万円超の場合55%）

●夫婦間贈与の特例

- 婚姻期間が**20年以上**の配偶者から**居住用不動産、または居住用不動産取得のための金銭の贈与を受けた場合**で、贈与を受けた翌年の3月15日までに居住し、その後も引き続き居住する見込みである時は、贈与税の配偶者控除といって、**基礎控除の110万円の他に、最高2,000万円まで税金がかかりません**。この特例は被相続人の相続財産を配偶者に移転することができますので、**相続対策にも有効な手法**になります。相続税が心配な方、是非一度検討されてみては如何でしょうか。

ちょっと一息頭の体操

<前号の答え>

2	1	4	3	5	7	6	9	8
3	9	6	8	4	1	5	2	7
7	5	8	9	2	6	4	1	3
1	7	5	6	9	3	2	8	4
6	3	2	4	1	8	9	7	5
4	8	9	2	7	5	3	6	1
9	6	7	1	3	4	8	5	2
5	2	3	7	8	9	1	4	6
8	4	1	5	6	2	7	3	9

<数独のルール>

- 空いているマスに1～9の数字をいれる。
 - 縦・横の各列及び、太線で囲まれた3×3のロック内に同じ数字が複数入ってはいけない
- ルールは以上です。簡単ですね。

でもやってみると意外に難しいですよ。
正解は次号にてお知らせします。

<問10>

6			2	8				
	8		3			1		
		9		4			5	
	1				2			8
3				9				7
4			7					3
	5			6		2		
		6	2		3		8	
			4	8				9

● お問い合わせ先

石橋建設興業株式会社

碧南市山神町2丁目72番地

TEL: 0566-42-8181

FAX: 0566-42-8833

E-mail: ishi1957@oregano.ocn.ne.jp

ホームページ: [石橋建設興業](#) [検索](#)

● 営業内容

・土木工事

・建築工事

・造園工事

・舗装工事

・アスファルトガラ、コンクリートガラ、建設発生土のリサイクル

・重機械の施工

・建設用資材の納入販売

・宅地建物取引業